

事業主の皆様へ

雇入れ時等の教育 を必ず実施しましょう!

雇ったばかり
なのに...



八戸労働基準監督署管内で発生した労働災害の
4人に1人が雇入れから1年以下で被災しています

雇入れ時等の教育は、労働者を雇入れたり、作業の内容を変更した際に、実施しなければならない**事業者の責務**です。(労働安全衛生規則第35条)

雇入れ時等の教育の内容

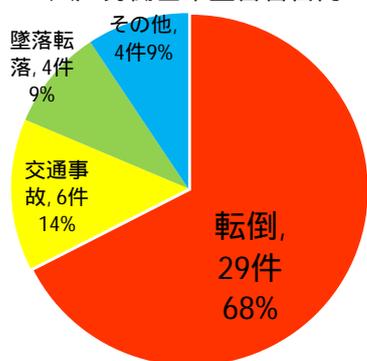
- 機械等、原材料等の危険性又は有害性及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 安全装置、有害物抑制装置又は保護具の性能及びこれらの取扱い方法に関する事。
- 作業手順に関する事。
- 作業開始時の点検に関する事。
- 当該業務に関して発生するおそれのある疾病の原因及び予防に関する事。
- 整理、整頓及び清潔の保持に関する事。
- 事故時等における応急措置及び退避に関する事。
- 前各号に掲げるもののほか、当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項。

林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業以外の業種では から を省略することもできます。

11月からは、降雪、低温及び季節風など冬期特有の気象条件の影響で転倒災害などの労働災害が増加します。雇入れ時等の教育を実施する際には、**冬期労働災害防止対策**についても、併せて教育しましょう!

事業場敷地内、駐車場での 転倒災害を防止しましょう!

冬期労働災害発生状況(平成24年度)
八戸労働基準監督署管内



出退勤時の会社敷地内における
転倒災害も「労働災害」です。



平成24年度冬期労働災害事例(八戸労働基準監督署管内)

番号	業種	災害発生状況	事故の型	ケガの程度 休業日数
1	製造業	通路でエアコンの室外機から出た水が凍り、さらにその上に雪が積もっていた箇所を歩いたところ、滑って転倒したものの。	転倒	頭部切創 6日
2	製造業	工場から工場へ移動する際、敷地内通路が凍結していたため、滑って転倒したものの。	転倒	骨折 1か月
3	運送業	取引先で荷を積み込んだ後、荷台を整理しようと荷台に乗ったとき、靴の底に雪が付着していたため滑って荷台から墜落したものの。	墜落、転落	関節の障害 2か月
4	運送業	駐車場から事務所へ移動していたところ、路面が凍結及び積雪した状態であったため、滑って転倒したものの。	転倒	関節の障害 2週間
5	建設業	屋根の上で配管を修理して、はしごを用いて降りていたところ、はしごを設置していたところが凍結していたため、はしごが滑り、墜落したものの。	墜落、転落	骨折 3か月
6	卸売業	屋外通路に融雪剤を散布していたところ、傾斜がある通路が凍結していたため、滑って転倒したものの。	転倒	関節の障害 2か月
7	社会福祉施設	帰宅するため事業所の駐車場を移動中、凍った地面の上に雪が降り積もり地面が凍っていることに気付かず歩いたため、滑って転倒したものの。	転倒	骨折 18日

冬期労働災害防止については、雇入れ時等の教育の実施事項のうち「業務に関する安全又は衛生のために必要な事項」の一つとして教育してください。

冬期労働災害防止対策に関する資料は、八戸労働基準監督署にありますのでご活用ください。